

論文

「公園」という訳語の誕生

上 安 祥 子

The Birth of the Japanese Translation of “Public garden”

KAMIYASU Nagako

はじめに

「公園」の「公」とは何か。日本の近代化の過程で「公園」という用語が定着する以前、幕末・維新期に欧米へ渡航した人びとが、現地で、あるいは帰国後に、「遊園」「花屋敷」あるいは「逍遥園」といった言葉を用いたことは、これまでも言及されてきた。はじめてそれを見、その場に身をおいたとき、母国語の語彙にないそれをどう伝えたかは、彼らがそこで何を享受し、どのように過ごし、何が印象にのこったか、といった経験にもとづくところが大きい。当然、と書いていいだろうが、公共的な施設、といった側面にフォーカスした、「公園」などという表現は、そう簡単には出てこないと考えられる。

しかも、実在する公園はといえば、Birkenhead Park であつたり、Tiergarten (Großer Tiergarten) であつたりで、固有名詞としては、わざわざ public もしくはそれに類する言葉を冠しない。共有地としての common や、狩猟場としての park がかつて存在したイギリスでも、park が public park を意味するようになり、公共の市民公園 Volksgarten とい

う概念をつくりだしたドイツでも、公園は単に Garten である⁽¹⁾。

別稿で論じたとおり、日本においてパブリックなるものは、白河藩主松平定信の「共楽」の思想に萌芽し、そして、それを具現する public garden と言うべきものも、定信が築かせた「南湖」として、すでに19世紀初頭には成立していた⁽²⁾。しかし、その内発的な概念は広く共有されたり、明確に継承されたりすることはなかった。このため、明治初年には、public という外来のフィルターを通した「公園」という新名称のもとに、公共空間の確保と整備⁽³⁾が行われることとなった。

その「公園」という言葉が、public garden の訳語として登場したのは、横浜の居留地をめぐる、日本と欧米諸国との交渉過程であった。

以下、本稿では、欧米諸国側が public や public garden の概念をいかに日本に伝えようとし、日本がいかにそれを受容したかを、辞書の訳語をてがかりに論じていきたい。なお、個々の書名は字典、字彙、などさまざまであるが、本稿では、一括して呼ぶ際には、辞書と表記することとする。

I 「公園」と辞書のことば

(i) 「公けの遊園」

公園制度の開始を宣言した1873年(明治6)の太政官布告第十六号⁽⁴⁾(以下、「公園布告」とする)の書き出しが「地券税法御発行ニ付テハ」であることからわかるように、公園政策の発端は、地租改正の一環としてとらえることができる。「地租改正条例」は1873年、地券の発行は1871(明治4)年12月の東京市街地からはじまり、1872年に本格化した。

しかし、横浜の居留地では、それ以前の1870年(明治3)に、「公園」の造成に関する交渉が具体化し始め、地券も発行され、現在の山手公園が開園した⁽⁵⁾。これは、1866年(慶応2)に調印された「横浜居留地改造及競馬場墓地等約書」(以下「慶応約書」)の第一箇条に、as a public garden, to be used both by foreigners and Japanese, the site of the old Kosaki Machi⁽⁶⁾とあることにもとづいている。和訳では「旧来港崎町の

地所を外国並日本彼我にて用ふへき公けの遊園となし⁽⁷⁾」となっており、「public garden」は「公けの遊園」と訳され、「公園」という言葉は遣われていなかった。

ところが、「慶応約書」の取り決めが完遂されぬままに徳川幕府が倒壊し、1870年になってようやく、「公けの遊園」が実現にむけて交渉過程にのぼると、「公園」という訳語が登場してくるのである⁽⁸⁾。ただし、統一的に「公園」に切り替わったのではなく、白幡洋三郎氏も指摘されているように⁽⁹⁾、「遊園」や「遊覧場」といった表現も用いられていた。

この交渉がなされていた1860～70年代、欧米には公園が存在していた。そしてそれらは、「はじめに」でふれたとおり、public といった言葉を冠してはいない。それでも居留地の欧米諸国側が、わざわざ public garden という表現を用いたことは興味深く、「公の遊園」は、誠実な訳しかたであると言えるかもしれない。

「公の遊園」より以前には、次のような表現もあった。

- 乗馬の為に最勝の場にて遊樂を為す程の道を開くを良とす、其地の中央に公けの遊散場を設け并乗馬せんと欲する人の為に競馬を乗り試むるの一道を造り、且投毬の遊をなし、且外国人其本国に在て常に為す処の諸遊樂を為すの所とすへし⁽¹⁰⁾
- 外国ニ而ハ広野等絶景之地え草木花物等植付、四時之季候に応し、銘々趣向を設、書見或は飲食を携、積鬱を散し、勞を慰候事、各国ニ有之候へ共、当地ニはいまた右様之所無之、在留之者共兼々企望致し居候処、北方村新道海手之方は眺望も宜、殊ニ場広ニも有之候間、右場所遊樂之為め御貸渡相願度⁽¹¹⁾

前者は、アメリカ公使からの来翰の一節であり、後者は、イギリス公使からの遊園設置の要望を、神奈川奉行が稟議書のなかで報告している一節である。どちらも残念ながら原語の表記は不明だが、田中祥夫氏の指摘が

あるように⁽¹²⁾、前者の「遊散」と、後者の「積鬱を散し」、の趣旨は同じであろう。そして「公けの遊散場」は、「慶応約書」の「公けの遊園」へとつながっていく表現と考えられるだろう。田中氏はさらに、「ブラック（ジョン・R・ブラックー筆者注）が『ヤング・ジャパン』（一八六四の記事）のなかで、公園のことと思われる用語に recreation ground を用いている。レクリエーションも「回復」「気晴らし」という意味で……「遊散」の意とよく似ている（遊散の原語か）⁽¹³⁾」とも指摘されている。このことに関しては2つの史料がある。「公園布告」の稟議書と、1875年にできた栗林公園碑の一節である。まず後者を引こう。

夫れ人々この勞ありて、この逸あり。この苦ありて、この樂あり。以て憂うることあれば、則ち又喜ぶことあり。以て鬱することあれば、則ち又舒ぶることあり。一張一弛以て僱勉の資となす。……我が朝府県近ごろ亦往々公園の設あり。……邁ち人をして時に遊觀して勞逸を節せしむるところの処なり⁽¹⁴⁾。

まさに、積鬱を散じて勞を慰める、ということである。それを、「一張一弛」の「一弛」として語っている。勤勞と休息のバランスをとり、勤勞を維持させるために休息を与えようとする「一張一弛」の思想については、水戸藩の偕樂園においても既にみられるところであったこと、そうしたいわば「一弛としての偕樂」の要素が、「公園」を「万人偕樂ノ地」と定義した「公園布告」の稟議書の「人民ヲシテ縦遊散歩其身目ヲ娛樂セシメ、其身体ノ健康ヲ助ケ衆庶ノ勞力ヲ慰セハ、所謂偕樂ノ一端ニモ有之⁽¹⁵⁾」にも見られることは、別稿で論じた⁽¹⁶⁾。詳細はそちらに譲るが、欧米諸国側が造成を求めた「公園」（表現が public garden だったかどうかではなく）を、水戸流に“翻訳”して「積鬱を散し、勞を慰」する場として理解し、それが明治の公園制度にも受け継がれたのだとすれば、公園が「官園⁽¹⁷⁾」と受けとめられた事例もあったことは、もっともと言えよう。

(ii) publicとは、何か。

では、public は、いかにとらえられていたのか。それを知ることができるとして、本稿では、英語を中心とした、辞書の記述に着目する。1811年の『諳厄利亜興学小筈』（以下、『興学小筈』）については、単語や単文などに分けて編集されており、「語彙を扱っている部分が一部に過ぎないので「日本で最初の英語辞書」とは呼べないものであるが……『諳厄利亜語林大成』（1814）と密接な関係がある⁽¹⁸⁾」と言われるように、日本初の英和辞書である『諳厄利亜語林大成』（以下、『語林大成』）と編集の中心人物も同じで、『語林大成』につながる業績であることから、本稿でも『興学小筈』以降をとりあげることとした。

public はまず、『興学小筈』に、“Does he dine in publik?” という文例があらわれる（表1。以下、表は文末参照）。publik は、public の古いスペルである publick の書き間違いであろうと思われる⁽¹⁹⁾。訳文は「国王は外朝に於て食礼あるや」となっている。「外朝」という訳語はおそらく「人前で」（in public）という意味を、主語が国王であったために、朝廷の外、と表現したのであろう。『語林大成』でも、publik は「外朝」であり、長崎市立博物館所蔵本ではさらに「ヲモテムキ」と書き添えられている。発音に関しては、「ピユビリキ」「ピユプリキ」（鹿児島大学附属図書館玉里文庫本では「ビユビリキ」「ピユプリキ」）、いずれもオランダ語風のようなものである。

その次に public が登場し、後に続く辞書の指針となったのは『英和对訳袖珍辞書』（以下、『対訳袖珍』）である。この『対訳袖珍』は、通詞として、ビッドルやペリー来航時に応接にあたった堀達之助⁽²⁰⁾が主となり、蕃所調所（のち洋書調所）のメンバーが編纂し、刊行されたものである。『興学小筈』は、フェートン号事件を直接のきっかけに、英学の必要性を実感したところから編集がはじまったのだが、さらに事態が切迫した状況下、できあがったのが『対訳袖珍』である。その『対訳袖珍』で public を名詞としては「人民」、形容詞としては「公ノ、普通ノ」と訳したことは注

目に値する。『語林大成』が幕府に献上され、一般に公開されなかったのとは違って、『対訳袖珍』は刊行部数が少ないとはいえ流通し、改版や改正を重ねて、大きな影響力があったからである。

では、「人民／公ノ、普通ノ」という語義はどこからきたか。幕末期になって、英語やフランス語、ドイツ語、ロシア語などを切実に必要とするまで、通詞はオランダ通詞と唐通詞であった。したがって、英語を理解するにあたって、オランダ語や中国語が大きな助けとなったのであり、この2つの言語の訳語もあわせて検討しなければならない。『対訳袖珍』については、底本は H. Picard の *A new pocket dictionary of the English and Dutch languages, remodelled and corrected from the best authorities* (初版1843年、再版1857年。以下、『ピカルト⁽²¹⁾英蘭』) であり、桂川甫周の『和蘭字彙』(1855年) など、複数の辞書を参照していることが指摘されている。

『ピカルト英蘭』によれば、public は名詞が algemeen, 形容詞が openbaar, algemeen, publiek である (表2)。そして、それらのオランダ語がどう理解されていたかを『和蘭字彙』で確認すると、algemeen は形容詞のみで「引キクルメタル」、openbaar が「表向ノ又知レテ居ル又伝テ居ル」となっている。publiek は記載がないが、「当時もっとも一般的な英蘭辞書で蘭通詞の間で広く利用された⁽²²⁾」という D. Bomhoff の *A New Dictionary of the English and Dutch Language* (初版、1822年) の蘭英部分 (第2巻) には、publiek の訳語に publick があてられている (ちなみに、1851年の第4版では、public となっている)。英蘭部分 (第1巻) で語義を確認すると、publick/public は algemeen, algemeen bekend, openbaar と訳されている (表2)。

さらにさかのぼって、『興学小筌』や『語林大成』の底本としてあげられるのが W. Sewel の *Korte Wegwyzer der Engelsche Taale* (以下、『セウエル英蘭』) だが⁽²³⁾、同じセウエルの *Korte Wegwyzer der Nederduytsche Taal* では、publick の訳語は gemeen である。この gemeen は、『和蘭字彙』には、「常ノ」や「通例」といった語義が書かれている。興味深いもの

は een gemeene muur という用例があげられ、「舳舻壁」と訳し、さらに een muur die aan twee huizen hoort という説明がついていることである。この壁は、アムステルダム街並みに見られる、共有壁であろう⁽²⁴⁾。隣家同士で壁を共有するというもので、なるほど船をつなぐ舳舻と言い換えれば、その構造は理解しやすくなる。

そのほかにたとえば“Dat bosch behoort ons in het gemeen.”という一文が用例としてあげられている。gemeen には英語の common に置き換えられる語義があり、これは「ソノ森ハ我等ノモヤイモノデアル」と訳出されている。つまり、共同で作業を行う、そうして得られたものを分配する、といった意味のもやい（＝催合）を意図して「舳舻」ではなく、「モヤイ」としたのだろうが、public が含有する common のニュアンス、つまり社会全体あるいは国民全体での共有、というほどではない。

むろん、こうした辞書の記述のみで、いかに受容されたかが完全に明らかになるわけではないので、理解が難しかったのか、的確に表現する言葉をもたなかったのかは、明確にはわからない。

なお、英華（英漢）辞書では、W. H. Medhurst の *Chinese and English Dictionary*（以下、『メドハースト英漢』）に、publicの用例として“public granary”があげられ、「義倉」と訳されている（表4）。

非常時に備えて米穀をたくわえておく義倉は、中国ではじまり、日本でも採用された。中国においては当初、あたかも租税のように米穀が徴収されたが、時とともに仕組みも変遷し、明・清の時代には有志の寄附でまかなわれた。その明・清時代の義倉に、public の考え方を重ね合わせたのだろう。

日本近世においては、義倉と社倉とを厳密に区別はしないままながら、経世論のなかで論じられることが多く、実施もされた。そして、天保期の水戸藩では、貯穀への参加によって、人びとに実践させながらまさに〈公共心〉を涵養する、重要な藩政改革政策として社倉が施行されていた⁽²⁵⁾。

『メドハースト英漢』は、堀達之助が『対訳袖珍』の編集時に参照したとされ、訳語比較調査においても、一定の関係があることが明らかになっ

ている⁽²⁶⁾。ただし、『対訳袖珍』は、『メドハースト英漢』のように用例を載せるスタイルの辞書ではないので、『メドハースト英漢』の「義倉」が、ダイレクトに『対訳袖珍』の訳語に反映されるということは、そもそも考えづらい。だが、堀はもちろん、当時の人びとが、public をどう理解したか、ということを考えるとき、「義倉」という言葉にふれた可能性が大いにあることは非常に興味深いことではある。

中国語からのアプローチで注目すべきは、public には共通して「公」の訳語があてられていることである（表4）。用例や項目として public garden は見当たらないが、「公けの遊園」「公園」の「公」の由来であろう。そして、この「公」には、当時の日本の思潮も土台にあるものと思われる。

幕末・維新期、公議政体論が唱えられ、公議輿論にもとづく政治統合が目指された。『対訳袖珍』の時代背景として、幕末期にかざれば、たとえば水戸藩の徳川斉昭が老中阿部正弘に宛てた書翰のなかで、外国船への対応について「衆評御尋⁽²⁷⁾」と表現したものなどが、はやい時期のものと言えよう。公議輿論は、簡単に言えば、この「衆」のように、多くの人びとの意見を意味する。したがって原理的には、世間一般の人びとの意見、つまり public opinion を形成する可能性をもっていた。ただ、先の書翰の一節は、こう続く。「三家共は勿論の義、たとひ外様大名たり共、有志の者へは御内々了簡御振かけにて、有志の者皆々相考、共に力を尽くして、日本の為に相成り、又恥辱無之様に致度ことに御座候⁽²⁸⁾」。重要な政策決定を幕府の専権とするのではなく、外様を含めた大名たちも参加させる、という提案であって、「衆」にカウントされるのは、ごく一部の人びとである。こうした方向で具体化されたのが、幕府、有力大名、朝廷、それぞれから人をだして開催した1863年の参与会議であろうが、見事に分解した。

実際の政治過程においては、public なるものをいかに形成し、またそれをいかにくみとるかというシステムの構築よりも、まずはそれにもとづく正統性を担いうる主体が何かがあるなら、権力の再編成が行われた。その結果、幕府が倒れ、明治政府がつくられたわけだが、この時期、public

なるものを模索する「公」という言葉が生きていたことは事実であろう⁽²⁹⁾。だからこそ、public の訳語に、「公ノ」が採用できたのであろうし、「人民」という訳語も選択されたのではないか。

J. Holtrop の *Nieuw Nederduitsch en Engelsch woordenboek* (以下、『ホルトロップ英蘭』) をみると(表2)、public の語義は、openbaar や kennelijk に置き換えられる「公開の」といった意味と、algemeen に置き換えられる「一般の」(=general)、そして het gemeen や het volk に置き換えられる「人びと」といった意味で説明されている。

この gemeen と volk がどう解釈されたかを蘭日辞書で調べてみると(表3)、gemeen には価値判断を含む「庸劣」がある。文字通り、愚か者、といった意味である。英語 people に指摘される⁽³⁰⁾のと同様に、gemeen が含意する内容にも幅がある。ただし、volk を「賤人」と訳した例もある。英華(英漢)辞書では、people と the public を比べると、前者のほうにのみ、「小民」「愚民」といった訳語が散見し、訳し分けられている(表4)。

英和辞書の場合、初期のころは people も the public も「人民」である(表1)。「人民」という言葉は、『続日本紀』などに使用例がある⁽³¹⁾。しかし、たとえば「庸劣」や「小民」、「愚民」のようなニュアンスではない。公議輿論の担い手が実際には、一般の人びとではないという現実のなかだからこそ、『対訳袖珍』は「人民」を採用したのではないか⁽³²⁾。「シモジモ」「シタジタ」という訳語が明治になってから登場したのは、明治初期の啓蒙思想などとの関連もあるだろうか。

ちなみに、英華(英漢)辞書で、people の訳語には、いくつもの言葉が列挙されているが、「人民」が確認できるのは、いずれもロブシャイトの英華字典(*English and Chinese Dictionary: With the Puntli and Mandarin Pronunciation*, 1866-69. 以下『ロブシャイト英華』)を原著とする、津田仙らの『英華和訳字典』と、井上哲次郎の2冊の『英華字典』である(表4)。「ロブシャイトが自分の『英華字典』編集の際(1866-69)……『袖珍』(『英和対訳袖珍辞書』-筆者注)初版をも利用していたらし

上 安 祥 子

い⁽³³⁾」ということだが、『対訳袖珍』にはあった「人民」を、ロプシャイトは、訳語に加えてはならず、『ロプシャイト英華』を訳した津田らは、「人民」を選んだことになる。「堀からロプシャイトへ渡った語はそれほど多くなかった⁽³⁴⁾」という指摘もある。編集・刊行当時の、中国と日本の社会を考える、一つの材料になるかもしれない。

ところで、現時点で確認できる、欧米諸国との文書に遺されている表現は、「公園」ではなく、1864年調印の「横浜居留地覚書」（以下、「居留地覚書」）の「公の遊園」が先である。柳五郎によると⁽³⁵⁾、1868年に開園した、上海租界の public garden は「公家花園」（現在の黄浦公園）であり、「公園」とは表現されなかった。public garden をどう理解し、どう訳したか、という問題を考えるとき、当初は「公の遊園」とは表現しても、「公園」とは表現しなかったのはなぜか、と問うならば、考慮にいれなければならない用例がある。『魏書』の一節、「表減公園之地、以給無業貧口⁽³⁶⁾」である。「公園」が、官有の土地といった意味で遣われている。『魏書』が中国、そして日本で、どれほど参照され、影響力をもった書物であるのか、ということを検討しなければならないが、この用例をふまえるならば、中国においても日本においても、public garden を当初、公園とは表記しなかったことはもっともであろう。

ただ、日本の場合、明治になって、官有地、公有地、民有地などというカテゴリーに土地を分けた際、結局のところは公園が民有地とならずに官有地となったこと、そして、公園を「官園」と表現した例⁽³⁷⁾があったり、公園を「オカミノオニワ」と訳出する字典（表5）が登場したのも、皮肉、否、当然と言うべきか。

Ⅱ 横浜居留地の「公園」

(i) publicとは、何か。

では、欧米諸国側が伝えようとした public は、いかなるものだったか。「慶応約書」の第四箇条に、次のような一節がある。

Of the three new blocks of ground which will thus be formed on the Eastern side of the Centre Road, one shall be reserved for public buildings required by the foreign community and approved by the Consuls: such as Town Hall, Public Rooms, Post and Police offices, Fire Engine House &c...

中央街道の東方に出来すへき新三区の地所の内、一区の地所は外国人等の為に入用にしてコンシユルなどの是としたる公けの建物を造立する為に存し置へし、其公けの建物と云へるは、町会所、公会所、飛脚所、及、市中取締役所、龍吐水置場等なり（後略）⁽³⁸⁾

和訳と対照させれば、Town Hall = 町会所、Public Rooms = 公会所、Post office = 飛脚所、Police office = 市中取締役所、Fire Engine House = 龍吐水置場、これらが、欧米諸国側が public なものととらえていた具体例ということになる。

日本における郵便創業は1871年（明治4）、まだ先のことであるが、システムは違っても、当時通信を担っていた飛脚と Post office の対応関係は、日本側も比較的容易に理解できたものと思われる。Police office と市中取締役所についても、同様であろう。

また、Fire House（消防署）ではなく、Fire Engine House というのは、Fire Engine（消防車）を置いておくための建物、ということだろう。自力走行もできる蒸気ポンプがアメリカで消火実験に成功したのが1841年⁽³⁹⁾であり、そうした蒸気ポンプのことをFire Engineと表現し、Fire Engine House となったものと思われる。「開港の翌年の万延元年（1860年－引用者注）に、在留外人は自衛の為めから、ポンプを輸入し、且つ外国人を雇つて、出火防備の施設をした⁽⁴⁰⁾」とある。当時の日本にあったのは、蒸気ポンプではなく、龍吐水⁽⁴¹⁾であり、自力走行などではしないが、消火道具のある建物、という意味では、Fire Engine House を龍吐水置場に置き換えて理解することとなったわけである。

ちなみに、幕末から明治にかけての英和辞書では、fire engine ではなく、engine の訳語が「龍吐水」になっていた時期がしばらくあった。もとをたどっていけば、『対訳袖珍』の底本、『ピカルト英蘭』で engine の訳語としてあげられた brandspuit であろう。『和蘭字彙』では、その brandspuit に「龍吐水」という訳語があてられている。

しかし、「明治四年四月、神奈川県裁判所（後の県庁。）（原文細字双行）は、英国製ポンプ五台を購入し、町会所及び旧横浜町なる本町以下町々の自身番小屋を改造して、之を配置した⁽⁴²⁾」「明治二十年十月には、横浜上水道の落成後に当り、始めて水道の消火栓を以て防火用に供する装置を為し、十二月から実施する事になつて、従来の消防隊は二十一年三月限り之を解散し、蒸汽唧筒・手壓唧筒を全廃して⁽⁴³⁾」ということからすれば、少なくとも横浜では、もはや龍吐水ではなく、さらには蒸気ポンプでもない時期にも、辞書にはまだ、engine の訳語に龍吐水をあげていたことになる。

次に、Town Hall は、現在ならば町役場、という訳語が思い浮かぶが、横浜開港後に日本側がつくっていた町会所があり（図1、50頁）、その町会所に似た機能をもつものとしてとらえたと思われる。その日本側の町会所は、「運上所脇へ町会所（細字双行省略）ヲ建設シ市在取締及定廻り（取締ハ神奈川奉行支配定役定廻りハ全支配同心奉行ノ人撰現今ノ警部ノ職掌ニ準ス）（原文細字双行）全所ニ出張シ市在取締ヲ為ス総年寄名主モ茲ニ詰合町用ヲ扱フ⁽⁴⁴⁾」、まさに行政機関であった。

注目したいのは、Public Rooms 公会所である。「公会所」とは、公会一所なのか、公一会所なのか（あるいは、そのいずれでもないのか）。「公会」の使用例として、『西洋聞見録』において国会の意味で登場する⁽⁴⁵⁾ことが知られているが、当然のことながら、横浜の外国人居留地にこの意味での国会はない。

ただし、借地人会議の決定により、「居留地覚書」調印の直前に Municipal Council が結成され⁽⁴⁶⁾、財務や警察、衛生＝道路委員会などを設立、法令を公布するといった活動を行った事実がある。会合はイギリス

やフランスの領事館で開催され、それを議会とらえれば「公会」と言えなくもない。しかし、こうした機能はむしろ、上述したTown Hall 町会所に近い（Municipal Council の場合、日本の町会所における市在取締や定廻りといった役人が配置されるわけではなく、自治である点は日本の町会所とは異なるが）。だとするならば、公会所は、公会を開く場、といった意味での公会－所、ではない。かりに Municipal Council の活動拠点を想定するならば、公会所ではなく、町会所が相当すると思われる⁽⁴⁷⁾。

さて、問題は Public Rooms である。ここで、「慶応約書」第四箇条が、public buildings を建設する区画として定めた、新三区に注目したい。「慶応約書」の附図「い号」（図2、50頁）に、造成後の区画割が示されているが、南北に走る「中央街道」の両側ともに四区画ある。第四箇条で新三区画、としているのは、東西ともに、一番北側はすでに運上所や御用地がある区画（図1）であり、その南側を三区ずつ、整備する、ということである。また、次にあげる第三箇条にあるとおり、中央街道の東側が欧米諸国、西側が日本の占有と定められた。

...it is agreed that a street or road of 120 feet in width shall be carried through the centre of the settlement from the seafront to the public garden above referred to; ...and shall then be laid out according to the annexed plan (A.) in eight blocks. The consular Lot and three new blocks on the Eastern side of the centre road will be reserved for the occupation of foreigners in the manner hereinafter provided; and the Custom House Lot and the three new blocks on the western side of the said Road will be reserved for the occupation of Japanese...

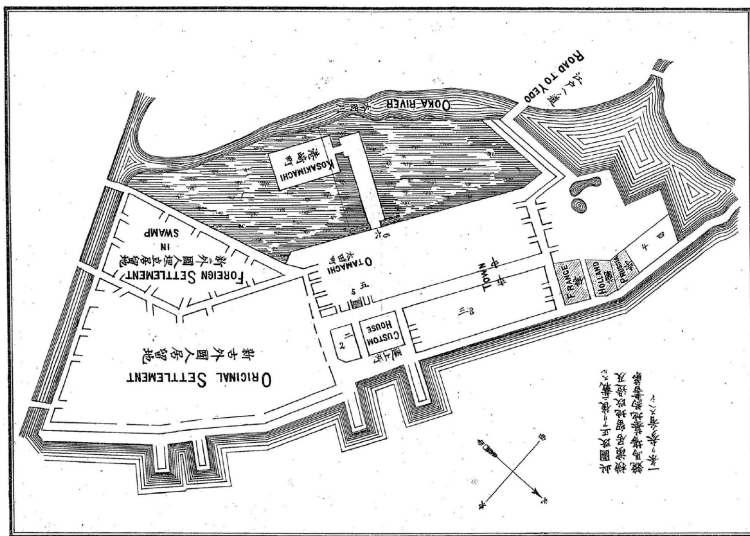
……広サ百二十フートの街道を、海岸より、右に云ふ公けの遊園迄居留地の中央を通し拵らへ……別紙絵図面（い）号に従ひ、八区になすへきを契約せり、中央街道の東方に在るコンシユル所地所、及、新三

「公園」という訳語の誕生

An adequate site for a club-house for the united services of all nations having been promised, either on the site of the buildings now occupied by the British Commissariat, marked No.5 in the plan annexed, or in its close vicinity, it is agreed that quick possession shall be secured; and the Trustees of the Club shall pay the estimated value of any buildings thereon or pay all the expenses of their removal by the owners, and be subject to rental in like manner as all other Foreigners holding land.

各国士官等集会所の為に、図上第五と記せる英国コムミサリーエツト（士官）当時現住せる地所か、然らざれば其近傍の地一箇所を、既に約されたる上は、是を速に有すへき事と、右会社の支配の者共より、其家の値、或は其持主転移の料を払ふへし、且彼等引受其地租を、他の諸外国人等と同様に払ふへき事は、既に了解せられたり

「右会社ノ支配ノ者」トハ右集会所受託者ノコトヲ云フ⁽⁵⁰⁾

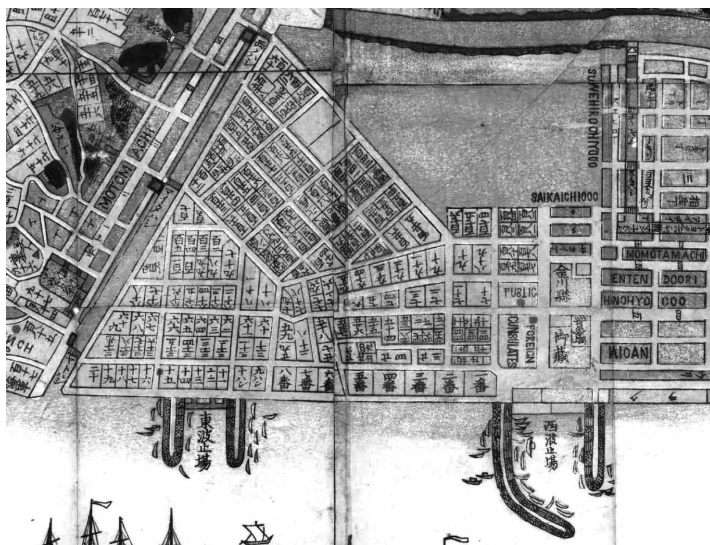


〔図3〕「横浜居留地覚書」附図⁽⁵¹⁾。

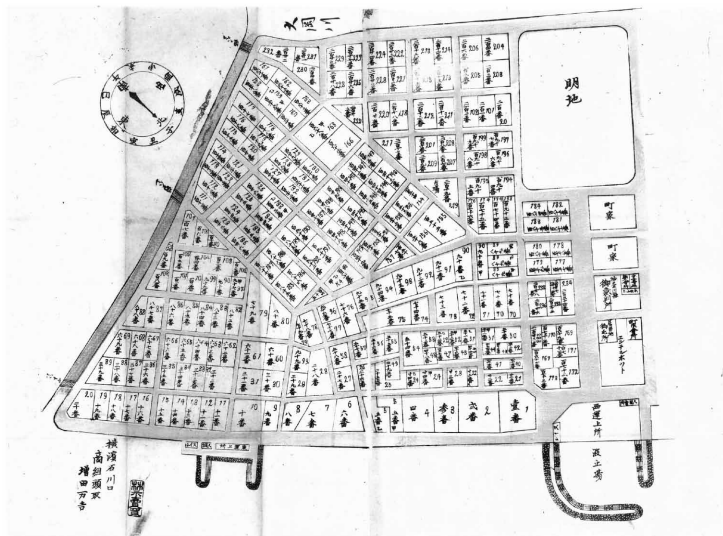
（『締盟各国条約彙纂』第1編、外務省記録局、1884年、1056頁と1057頁の間の挿図）
※図2、図4、図5-1と見比べやすいように、回転させてある。

図2と見比べると、図3の「五」は、「慶応約書」第四箇条で想定された中央街道の位置からすれば、日本側の占有となる西側になりそうな場所ではあるが、新三区区内であることは間違いない。「居留地覚書」の段階では、まだ中央街道や新三区といった構想はなかったのであるし、「居留地覚書」のこの条文内容を破棄するといった項目は「慶応約書」にないのであるから、若干のズレはあるとしても、「居留地覚書」の「五」は、「慶応約書」の新三区の、public buildings 予定地となつたのではないか。そうであるならば、「五」で用地確保が約束された club-house が、Public Rooms に相当するのではなかろうか。先にも述べたように、「慶応約書」の内容は、明治になってから具体化していくのだが、The Club Germania が、まさにその場所を借り受けているのである。

1870年（明治3）の居留地の図（図4）には、「慶応約書」が public buildings の予定地とした場所に、“PUBLIC”の文字がある⁽⁵²⁾。その区画を1871年（明治4）の図（図5-1、図5-2、53頁）で確認すると、234～238番地が当てられていることがわかる。



〔図4〕「改正新刻横濱案内繪圖」(部分) 1870年 神奈川県立図書館所蔵。



〔図5-1〕 増田万吉「横浜商館地地図（山下町居留地図）」神奈川県立図書館所蔵。



〔図5-2〕 部分拡大。中央に、日耳曼會食所の、235番地がある。

（※図4と図5の図版掲載にあたっては、神奈川県立図書館から許可をいただいた。深甚の謝意を表したい。）

そして、年は少し先になるが、1874年（明治7）の「外国人へ貸地取調概表 横浜⁽⁵³⁾」によると、234～238番の区画の借地人は、234番「米 領事館牢屋」、235番「日耳曼会食所」、236番「英 飛脚所」、238番「各国 龍吐水置場」、237番は記載がない。

「慶応約書」第四箇条で public buildings として数えられていたものと対照させてみれば、236の飛脚所 - Post office、238の龍吐水置場 - Fire Engine House は表現もまったく同じである。また、234の領事館牢屋は、Police office に近いと言えるだろう。Town Hall については、居留地の自治権は1867年に日本側に返還された⁽⁵⁴⁾のだから、対応する建物がないことも首肯できるところで、237の空きは、このことに関係しているかもしれない。そして235（図5-2）の日耳曼会食所が、The Club Germania つまりクラブハウスである。

The Club Germania は、名前のとおり、ドイツ人が中心になって1863年（文久3）につくられたが、「他の国籍の居留民も会員になることができた⁽⁵⁵⁾」という。ポストン美術館のコレクションのなかに、室内外を写した写真のポストカードが8枚あり⁽⁵⁶⁾、“HALL” “BOWLING LANES” “SUN ROOM” “DINING” “TERRACE” “OUTSIDE VIEW” “DINING ROOM AND BAR” “FIRST FLOOR HALL” というタイトルがつけられている。他に、図書室もあった⁽⁵⁷⁾。まさに、各国の人びとにむけた複合的サービス型クラブハウス（a club-house for the united services of all nations：「居留地覚書」第九条）である。こうした複合的サービスを、それが提供される部屋 room 単位でとらえ、その集合体として club-house を表現したのが、Public Rooms と言えようか。

club-houseは、Post office や Fire Engine House, Police office, Town Hall といった公共サービスだけに特化したものではない。だが、たとえばこの The Club Germania では、図書室という公共サービスを展開しており、また、居留地の人民すべてに開かれているという意味でも public である。

ただし、「居留地覚書」や「慶応約書」において、The Club Germania など、特定のクラブが想定されていたかはさだかではない。ほかにイギリス出身者が中心となってつくられたクラブも存在しており、しかも交渉の中心はイギリス公使パークスであったのだから、The Club Germania を想定していたとは、やや考えにくい。しかし、いずれにしても、「居留地覚書」において club-house と書かれたものは、居留民のクラブハウスである。それが「慶応約書」において Public Rooms と表現されたと思われる。

(ii) club-house と public

次に、public なるものを日本側がいかにかに受容していったか、ということの一端を、club-house をめぐる翻訳の問題から検討していこう。

確認できた範囲では、英和辞書には、club-house より、club-room という、現代のわれわれならば、部室やホテルのクラブルームを思い起こしてしまう言葉が先に登場し、club-house は明治に入ってからである（表7）。英蘭辞書の場合も英華（英漢）辞書の場合も、1840年代半ば頃までは club-house は項目になく、club-room はある（表2）。英華（英漢）辞書の場合、その訳語の使い分けもはっきりしている（表4）。ただ、『対訳袖珍』の「仲間ノ集会所」という訳語は、直接的にそれらの訳語を用いたのではないようだ。では「仲間」や「集会所」のニュアンスをどのようにして得たのだろうか。

club の訳語のなかでも、例えば『ピカルト英蘭』の knods 先太リノ棒（棍棒のことらしい）といった、およそ club-house とは関係のないものを除いて、注目すべきは gezelschap である。すでに『ホルトロップ英蘭』で club-room の訳語として登場しているが、『ピカルト英蘭』では club の訳語に入っている。club が会と、その会がもたれる場所の両方のいずれにも用いられる言葉であるので、ありうることである。『ピカルト英蘭』の clubkamer は、少なくとも表2にあげた辞書の項目としては確認できないが、club+kamer (kamer = 部屋) であろうから、場をあらわ

す clubkamer を採用したときには、gezelschap は会の訳語になったのだろう。gezelschap の和訳をみると（表3）、「集会所」を予見させる。

また、『セウエル蘭英』が een gezelschap の訳語として a company, fellowship, society をあげているが、『対訳袖珍』で、company には「衆会、交親、社中」といった訳語がみられ、fellowship は「掛り合、仲間間」、social が「懇ナル、親シキ」、society は「仲間交り、一致」、となっている。club-room を「仲間ノ集会所」と翻訳する過程がうかがわれる。『対訳袖珍』より後の出版だが、『ロブシャイト英華』と、さきにもふれた『ロブシャイト英華』を訳した津田と井上の、合計3冊の辞書の中には、club の説明に a number of friends met for social purposes というフレーズが登場している。

society という概念を解説して「社会」という言葉を造語し、～的という便利な言葉も手に入れたあとの、後世の人間の目には、「仲間ノ集会所」は素朴な訳語のようにもうつる。だが、club もしくは club-house のもつ、社交といったニュアンスを society あるいは social という言葉からくみ取ったとすれば、そのセンスはさすがである。

ただし、それ以後にあらわれた辞書の訳語の推移をたどれば、「サカモリシヨ」などというずいぶん言い方もあらわれ、集まって飲食する、という側面に偏った言葉に置き換えられ、受容されていったことがわかる（表7）。まさに「遅くとも明治一〇年代後半には、クラブという外来語に対する理解が一般にまで普及したことはあきらかである。しかも……遊びのための集会所という、やや誤った概念が広まってしまったようである⁽⁵⁸⁾」、その道筋そのものようである。

さて、前掲の「居留地覚書」第九条、a club-house for the united services of all nations という部分を、本稿では「各国の人びとにむけた複合的サービス型クラブハウス」と意識してみた（Ⅱの（i）参照）のだが、当時の和訳では、「各国士官等集会所の為に」と、あっさり訳している。the united services of all nations を、「各国士官等」と解釈しているのは、

service に、「軍務」や「兵役」といった意味があるからだろう。『ピカルト英蘭』には service の訳語として、最初に dienst と書いてある。『和蘭字彙』によれば dienst は「勤メ又用達チ」、さらに krijgsdienst と同義でもあり、その場合は、「兵士ノ勤メ」となっている。手元にある辞書⁽⁵⁹⁾をひらいてみれば、「the (fighting [armed]) services 陸海空軍」との記述も見つかる⁽⁶⁰⁾。たしかにW・H・スミスというひとりの軍人によって、その名も“the United Service Club”がつけられ、後には“the Yokohama United Club”となった、という、当時、居留地で新聞を発行していた、ジョン・R・ブラックの証言がある。

The United Service Club, which ultimately merged into the Yokohama United Club, was established under the guidance of Lieut. W.H.SMITH, of the R.M.L.I., one of the most energetic and indefatigable men who ever came to this country.⁽⁶¹⁾

ただ、services と、可算名詞として使用するならば、軍務や兵役のほか、「公共事業、業務、施設」といった意味もある。Yokohama United Club には、図書室、ビリヤード・ルーム、宿泊施設があった⁽⁶²⁾ということからすれば、the united services は、そうしたさまざまなサービスの提供を表現する意味も、あるいはこめられているのではなかろうか。むろん、of all nations, 国籍などに関係なく、居留地の住人すべてを対象として、という意味もこめての united でもあろう。うがちすぎだろうか。

ただし、社交が目的で、開かれているはずの club-house も、開き続けるには相互理解が必要である。次に挙げるのは、アーネスト・M・サトウが、Yokohama Club について、「Yokohama Society, Official and unofficial (1862)」というタイトルの章の一節として記している一文である。

So strong was the hostility excited in the breasts of the English-

Scotch-Irish portion of the community by the unlucky phrase, “scum of Europe”, that no member of either legation or consulate of their country was allowed admittance into the Yokohama Club, composed chiefly of British merchants; and this feeling lasted until the year 1865 brought about a permanent change in the representation of Great Britain⁽⁶³⁾.

まずは、1862年当時、イギリス出身の商人が中心となった、横浜クラブなるものがあつたこと、彼らがとある外交官の失言⁽⁶⁴⁾に反発し、公使館員・領事館員のクラブへの出入りを拒否した、ということが書かれている。1862年にすでにあつたこの Yokohama Club が、ジョン・R・ブラックが記していた、W・H・スミスの United Service Club に先行する、Yokohama United Club であろう。失言の内容がどうあれ、気に入らない人物を閉め出せば、開かれた場ではない。

この問題をめぐって芽生えた敵意というほどの悪感情が、1865年まで続いたというのだが、それをアーネスト・M・サトウは、章のタイトルからすれば、official と unofficial、つまり官-民の軸でとらえているらしい⁽⁶⁵⁾。

この出来事をふまえると、「慶応約書」第四条の、public buildings required by the foreign community and approved by the Consuls は示唆的である。パブリックな建物とは、外国人コミュニティの要求、かつ領事たちが承認したもの、と定義づけられている。foreign community は居留地、と訳すことも可能であろうが、「居留地覚書」でも「慶応約書」でも、居留地は settlement もしくは foreign settlement と表現されている。したがって、「慶応約書」第四条は、Consul という官に対する、民、という意味で、foreign community が使用されていると思われる。そうであるならば、パブリックには、官の保証が必要ということになる。

おわりに

『言海』のような、本格的な日本語の辞書が登場したのは1890年代である。本稿でとりあげてきた、外国語と日本語との二国間の辞書に比べれば、雑多という感否めないが、明治初年からのデータをみてみると（表5）、すでに紹介した「オカミノオニワ」という語義が「公園布告」の翌々年に刊行された字典に見えるほかは、項目として「公園」は、なかなか採用されず、1880年代後半に登場する。「公衆」も同じような状況である。「公園」が項目になり、説明に「公共」という言葉を用いているにもかかわらず、「公共」が項目にない辞書さえある。『哲学字彙』という専門的な辞書に、「公衆」「公共」があらわれたのも、決してはやくはなかった（表6）。

幕末期以来、欧米諸国との交渉において、オランダ語にかかわって重要な位置を占めるようになった英語を理解するために、さかんに出版された英和辞書においても、「公園」「公共」「公衆」、いずれも1880年代になるまで、訳語として登場しない（表1）。英語にくらべて出版が少なかった独和辞書や仏和辞書でも傾向は似ているらしく、今回調査した範囲では、1877年の独和辞書1つだけに「公園」が確認できるほかは、やはり1880年代からの登場である（表8、表9）。独和辞書に関しては、英語の public にあたる öffentlich や Öffentlichkeit が、1870年代はじめまで、項目にすらなっていない。

辞書に「公園」が登場したのと時期を同じくするように、東京にはあらたな公園をつくる計画がもちあがった。東京市区改正審査会が設置されたのが1884年、その市区改正の一環として日比谷公園を設置する旨、東京市告示が出たのが1893年、日比谷公園の完成が1903年である。

市会議員たちの建議や、東京市会の会議録には、“真の公園”という表現⁽⁶⁶⁾で、帝都にふさわしい、欧米レベルの公園づくりをめざすべきことが記されている。開園翌日の新聞には、「東京市民も茲に初めて純粹の新公園を得て俗事の勿忙の間に慰安の楽境に接す素より聖代の余沢⁽⁶⁷⁾」などと書かれた。

むろん、慰安の楽境でもあったであろうが、1905年には、日露戦争講和反対の国民大会、1906年には東京市電運賃値上げ反対の市民大会、1914年には山本内閣弾劾国民大会、そのような集まりの場ともなった。大阪の中之島公園など、他の地域においても、公園が人びとの拠点であった。もはやまったく違う意味で「積鬱を散」ずる場としても使われたわけだが、主体的に公園を利用したという意味では、公園が人びとの生活に根付いた証左でもあると言えようか。

- (1) 欧米の公園については、佐藤昌『欧米公園緑地発達史』都市計画研究所、1968年。
- (2) 上安祥子「近代公園思想の二つの水脈 — 円居の楽、一弛の楽」『日本思想史研究』第41号、2009年。
- (3) これまで、注(4)をつけて後にあげる、1873年（明治6）の太政官布告第十六号について、筆者は「公園設置を宣言した」というフレーズを用いていたのだが、「設置」という表現が精確ではないことを、白幡洋三郎氏の論文によってあらためて気づかされた。氏の指摘は、次のとおりである。「この布達の意味するところはなにか。それは、明治の新政府が、今日の公園につながる都市施設を、政府の仕事の領分として行うことを宣言したものだ、ということである。これまで日本に存在しなかった新装置を作るという宣言ではない。……既存の装置についての対応、施策を一新するという「布達」である。」（白幡洋三郎「屋外空間の公と私 — 近代日本の公園史から」猪木武徳、マルクス・リュッターマン編著『近代日本の公と私、官と民』NTT出版、2014年、372頁）
- (4) 「府県公園地御定ノ儀伺」『公文録』（第百九卷、明治六年一月、大蔵省伺二）国立公文書館所蔵。
- (5) 『横浜市史稿』など、1971年の開園とする記述もあるが、近年は、1970年が定着してきたようである。両説については、田中祥夫『ヨコハマ公園物語』中公新書、2000年、鳴海正泰『横浜山手公園物語 — 公園・テニス・ヒマラヤスギ』有隣新書、2004年、に詳しい。また、1970年の根拠となったのは、小寺駿吉「横浜における公園の発達とその社会的背景」『千葉大学園芸学部学術報告』12、1964年、である。
- (6) 「横浜居留地改造及競馬場墓地等約書」『締盟各国条約彙纂』第1編、外務省記録局、1884年、1058頁。
- (7) 同上。

- (8) 「横浜新埋立地並公園地創設一件」『外務省記録』3門 通商、12類 土地及建物、1項 土地、外務省外交史料館所蔵。(国立公文書館アジア歴史資料センター：レファレンスコードB12083275900)
- (9) 白幡洋三郎『近代都市公園史の研究 — 欧化の系譜』思文閣出版、1995年、282頁の注14。
- (10) 「横浜競馬場遊楽所設置一件」『続通信全覧』類輯之部、地処門、競馬場遊園、外務省外交史料館所蔵。(国立公文書館アジア歴史資料センター：レファレンスコード B13090475200)
- (11) 同上。
- (12) 田中前掲注(5)、40頁。
- (13) ただし、ブラックの*Young Japan*では、recreation ground と public garden を併記する、つまり別個のものとして認識していることを示す例もあり、recreation ground イコール公園というわけではないようだ。その例をあげておく。The settlement of Kobe was well laid out, space being allowed for a public garden and recreation ground. (John R. Black, *Young Japan — Yokohama and Yedo* Vol.2, 1881, p.91)
- (14) 山田梅村「高松栗林公園碑記」(藤田勝重『栗林公園』学苑社、1974年) 53頁。
- (15) 『府県公園地御定ノ儀伺』『公文録』(第百九巻、明治六年一月、大蔵省伺二) 国立公文書館蔵。
- (16) 上安前掲注(2)論文。
- (17) 「上野東叡山御用地之儀ハ先般官園之御沙汰モ有之」(「高知県より宮地正勝公園取締請負願に付照会」『上野公園書類』博物館ニ引渡以前ニ係部〈庶務課〉明治6年創立ヨリ同8年ニ至ル) 東京都公文書館所蔵。
- (18) 小島義郎『英語辞書の変遷』研究社、1999年、248頁。英学史については、膨大かつ緻密な研究の蓄積があり、本稿も、そうした先学の成果の恩恵を受けている。そのひとつひとつに言及することはできなかったが、英語辞書の書誌については、主に早川勇編『日本の英語辞書と編纂者』愛知大学文学會叢書XI、春風社、2006年、に拠った。
- (19) 山口純男氏は「オランダ語に永年親しんできた、長崎和蘭通詞である本木良永や正栄が、慣れない英語の綴り字を手写するときに生じる可能性のある誤写」の一例として、publik をあげている(山口純男「『語厄利亜興学小筈』と『語厄利亜語林大成』の底本について(1)」[『語厄利亜語林大成』調査報告(5)]、1996年2月10日開催の日本英学史学会関西支部第32回大会口頭発表配付資料、17頁および19頁。ただし、山口氏の大会報告のタイトルは、「Willem Sewel “Korte Wegzyzer der Engelsche Taale” の調査報告(1)」となっている。なお、長崎市立博物館所蔵本の『語林大成』では、puplik と書き誤っているが、鹿児島大学附属図書館玉里文庫本では、publik となっている。
- (20) 堀達之助の経歴や業績などについては、堀孝彦『開国と英和辞書 — 評伝・堀達之助』港の人、2011年、に詳しい。
- (21) Picardの読み方だが、英語流に「ピカード」、もしくはフランス語流に「ピカール」が主に使われているようである。ただし、オランダ語で末尾のdはtの発

- 音となるため、「ピカルト」という表記もある。本稿では、オランダ語に近い「ピカルト」を採用する。なお、『対訳袖珍』の編纂過程で、底本の『ピカルト英蘭』が初版から再版へ変更されたことが指摘されている（三好彰「新発見『英和对訳袖珍辞書』の草稿および校正原稿の考察』『英学史研究』40号、2007年）。
- (22) 早川前掲注(18)、27頁。
- (23) 岩崎克己「徳川時代に於ける英語辞書の舶載』『書物展望』11-3、1941年、南出康世「辞書』『大阪女子大学蔵蘭学英学資料選』（第3章）、大阪女子大学、1991年、山口前掲注(19)の資料、神澤芳賢「『譜厄利亜興学小筈』『譜厄利亜語林大成』の底本について』『日本英学史学会九州支部発足30周年記念誌』、2007年、など。山口氏によれば（上掲資料、27頁）、*Korte Wegwyzer der Engelsche Taale*には、1705、1706、1724、1735、1740、1748、1754、1761、各年の版がある。論者によって、底本の可能性があるとされている版は異なる。なお、山口氏の業績に関しては、日本英学史学会関西支部の玉置栄二氏と、氏を通じて会員の方々に詳細なご教示をたまわり、発表資料をいただくこともできた。玉置氏のご高配と会員の方々のご厚意に深く感謝申し上げる。また、山口氏による調査については、南出康世『英語の辞書と辞書学』大修館書店、1998年、118頁の注(2)や、神澤氏の論文においても、言及がある。
- (24) ヘルマン・ヤンセ著、堀川幹夫訳『アムステルダム物語 — 杭の上の街』鹿島出版会、2002年、78頁。
- (25) 上安祥子『経世論の近世』青木書店、2005年、第9章、参照。
- (26) 呉美慧「『英和对訳袖珍辞書』の訳語に関する一考察 — メドハーストの『華英字典』との関係』『国語学 研究と資料』12、1998年、遠藤智夫「『英和对訳袖珍辞書』と近代語の成立 — 中日語彙交流の視点から』港の人、2009年、櫻井豪人「『和蘭字彙』に見られない『英和对訳袖珍辞書』初版の訳語』『近代語研究』第17集、武蔵野書院、2013年、など。
- (27) 「新伊勢物語』『茨城県史料 幕末編 I』1971年、55頁。
- (28) 同上。
- (29) たとえば、政事総裁職に就いた松平慶永が、1862年、次のような文書を書いている。「幕府、従来の私心を捨て、天下輿論の公に従い……天下に謀って天下を治め、人心に従うて人心を安んじ候はば、天下、惣て幕府と一体と相成り申すべきか」（『幕府私政を去るべき事を論せられし春嶽公の書』『続再夢紀事』第一、『日本史籍協会叢書』所収、原漢文）
- (30) 「「ピープル」は、“subject”（臣民）の意味で使われる場合と、“enfranchised or qualified citizens”のように公民性あるいは市民性の高い人々の意味合いで使われている場合とがある。……つまり、英語の“people”そのものが大きな広がりを持っている」（加藤哲郎「人民』佐々木毅他編『公共哲学 5 国家と人間と公共性』東京大学出版会、2002年、29頁）。
- (31) 加藤前掲注(30)論文、30頁。
- (32) 『万国公法』の中国語訳が刊行されたのが1864年、開成所が翻刻・刊行したのが1865年である。開成所が刊行した『万国公法』では「人民」という言葉も遣われている。訓点を付した西周は『対訳袖珍』編集にもたずさわっている

- る。『万国公法』との関連は後日を期したい。
- (33) 堀孝彦・遠藤智夫『『英和对訳袖珍辞書』の遍歴 — 目で見る現存初版15本』辞游社、1999年、167頁。
- (34) 荒川清秀「ロブシャイト英華字典と英和对訳袖珍辞書」『文学』第16巻第5号、2015年、111頁。
- (35) 柳五郎「上海共同租界の公園」『造園雑誌』48(5)、1985年。
- (36) 『魏書』卷十九(中)、列伝第七(中)景穆十二王(中)任城王 許嘉璐主編・安平秋副主編『二十四史全訳』第14函(第1～4冊)、漢語大詞典出版社、2004年、373頁。
- (37) 注(17)参照。
- (38) 前掲注(6)史料、1060頁。
- (39) Len larson, *Dreams to Automobiles*, Xlibris Corporation, 2008, p.84.
- (40) 『横浜市史稿』風俗篇、661頁。
- (41) 江戸の例では、1751年(寛延4)に、龍吐水について、町年寄が名主に意見を求めたこと(『江戸町触集成』第五巻、333頁。六九五九号)、1764年(明和元)に、町火消に龍吐水が配備されたこと、が確認できる(『江戸町触集成』第六巻、352-354頁。七七八二号)。
- (42) 『横浜市史稿』風俗篇、665頁。
- (43) 『横浜市史稿』風俗篇、666頁。
- (44) 太田久好『横浜沿革誌』1892年、25頁。
- (45) 「公会トハ大政評議会ニシテ上院下院ノ二族悉ク倫敦ノ公会堂ニ会同シ大議ヲ興シ王ト與ニ政事ノ特失是非ヲ評議シ法ヲ立テ律ヲ定メテ以テ国ヲ治ムルヲ云フ」(村田文夫『西洋聞見録』卷之下、井筒屋勝次郎、三丁ウ、1869年)。
- (46) Municipal Coucilについては、『横浜市史』第二巻、1959年、第三章第三節を参照。
- (47) 『横浜市史稿』政治篇二、537頁では「公会所」ではなく、「公会堂」と訳し直している。公会堂の性格を「議事堂・演説会場、俱樂部、物産陳列場」(新藤浩伸『公会堂と民衆の近代』東京大学出版会、2014年、33頁)とするならば(新藤の指摘は明治期、ということだが)、「慶応約書」のTown Hall町会所は議事堂に近く、Public Roomsは俱樂部に相当することになり、「公会堂」という訳語は相応しくない、ということが出来る。新藤は、日本側の町会所にふれ、やがて「社交俱樂部的な性格が付与」(44頁)され、「江戸期の「会所」から明治を経て大正期の「公会堂」へ、という文脈で注目すべき」(42頁)だとしているが、そうした俱樂部の性格をもたないのがこの時期の日本側の町会所であり、また、この「慶応約書」のTown Hallであり、Public Roomsが社交俱樂部的なのである。日本側の町会所は新藤が言うような変貌をとげて「公会堂」の歴史のなかに位置づけることができるのだが、居留地では、「公会堂」がもつ複数の要素を分担していたことになる。
- (48) 前掲注(6)史料、1059-1060頁。
- (49) 前掲注(6)史料、1057頁。
- (50) 『横浜居留地覚書』『締盟各国条約彙纂』第1編、外務省記録局、1884年、1054頁。

- (51) 『統通信全覧』にも同様の図がある（『統通信全覧』類輯之部、地所門、居留地「横浜外国人居留地一件」二、外務省外交史料館所蔵、国立公文書館アジア歴史資料センター：レファレンスコード B13090446000）が、見開きで掲載されており、中央部が分離するなど、見づらい点もあるので、本稿では『締盟各国条約彙纂』所収の図をあげた。また、『横浜市史稿』（政治篇第二）にも当該図が収載されている（520頁と521頁の間の挿図、「元治元年居留地覚書附図」）が、「五」の範囲は塗りつぶされてない。

なお、図3には図中に「此図改正アリ後ニ載スル横浜居留地改造及競馬場墓地約書第一条ヲ参看スヘシ」との注記がある。注記が参照をうながす「慶応約書」第一箇条は、「競馬場操練場及ひ遊歩場の為大岡川の後方に在る沼地を埋立んとする事に関する右約書中第一箇条に掲ぐる取極は此度全く廃止せり（後略）」（前掲注(6)史料、1058頁）というものであるが、この「沼地」とは、「居留地覚書」第五条に「沼地を残らず埋立する事、右落成に至らば其中央に在る港崎町は（後略）」（前掲注(50)史料、1051頁）とあり、「五」とは場所が違うので、『締盟各国条約彙纂』を編纂した際（『締盟各国条約彙纂』は1884年刊であり、1874年に刊行された『締盟各国条約類纂』の不備を補うものとして編纂されている。『締盟各国条約類纂』には附図は収載されていない。）に、この「五」の部分に関して改正が行われたのではないと思われる。

- (52) 「新鐫横浜全図」（五葉舎万寿老人製図・儘世吟香逸人校正、1870年）には、“PUBLIC BUILDINGS”と書かれている。
- (53) 『神奈川県誌』外務部 居留地1（明治元-7年）国立公文書館所蔵。
- (54) 借地人会議で方針を決定したのち、最終的に「横浜外国人居留地取締規則」を締結。『横浜市史』第三卷上、第五章「居留地の状態」参照。
- (55) *Japan Gazette Yokohama Semi-Centennial*, p.58.
- (56) Provenance: ex. Jaeger Collection Leonard A. Lauder Collection, Museum of Fine Arts, Boston, Fractional gift of Lauder (Accession date: March 20, 2002). Credit Line: Leonard A. Lauder Collection of Japanese Postcards.
- (57) 横浜開港資料館編『図説 横浜外国人居留地』有隣堂、1998年、48頁。この図説に掲載されている写真には、番地であろう、235の文字がみえる。
- (58) 橋爪紳也『倶楽部と日本人——人が集まる空間の文化史』学芸出版社、1989年、53頁。
- (59) 『リーダーズ英和辞典』研究社、1993年（初版1984年）。
- (60) この当時の、軍あるいは軍人を言い表す用例としてthe united servicesが他にあるかは残念ながら未確認である。たとえば「居留地覚書」締結の直前にあった馬関戦争、いわゆる四国艦隊下関砲撃事件では、イギリス・フランス・オランダ・アメリカが艦隊を組んで横浜から出発するという事態があったが、この事件後に締結された「下の関取極書」には、“their combined forces” “allied expedition”（前文），“the allied squadrons”（第一条）とある（『締盟各国条約彙編』第1編、318-319頁）。また、生麦事件後、横浜に入港している全外国船の力を集結すれば、加害側の行列の主を包囲・捕縛できる、というのが居留地の人びとの意見だと記した一節で、アーネスト・M・サトウ

- は“the united forces of all the foreign vessels in port”と書いている (Ernest Mason Satow, *A Diplomat in Japan*, Stone Bridge Press, Inc., 2007, p.42)。ほかに、横浜で競馬の資金調達のために競馬クラブを結成するという記事のなかで、そのメンバーとして各国の陸海軍人を、ジョン・R・ブラックは“the Army and Navy of all Nations”と表現している (John R. Black, *op.cit.*, p.11.)。
- (61) John R. Black, *op.cit.*, p.279.
- (62) 前掲注(57)、48頁。「図書室……」以下の解説は、1864年頃に移転した建物についてのものと思われるので、図書やビリヤード、宿泊というサービスがそれぞれいつから存在したかは、明確ではない。ちなみに、横浜ユナイテッド・クラブの旧蔵図書が、現在、明治学院大学に多数、所蔵されている。
- (63) Ernest Mason Satow, *op.cit.*, p.13.
- (64) *Ibid.*, pp.10-11. なお、失言内容は以下のとおりである。“The foreign community of Yokohama of that day was somewhat extravagantly described by an English diplomat as ‘the scum of Europe’ ”
- (65) なお、このクラブについて橋爪紳也は「アーネスト・サトウは、商人を中心メンバーとするスミスのクラブには、公使館員や領事館員は、誰一人として入ることを許されなかったと述べている。極東の港町を訪れた商人たちのサロンであって、外交官には敷居が高かったようだ。」(橋爪前掲注(58)、pp.61-3)としている。あたかも当初から、商人と外交官という立場の違いが、clubに入出入りできるか否かの資格のようになっていた、ということのようだが、この解釈は問題の本質をとらえたものではないと思われる。失言があり、イギリスという国の成り立ちや構成の問題から対立が生まれ、それが官の立場の人間と民の立場の人間との間で数年続いた、とアーネスト・M・サトウは書いている。
- (66) 「願ニ本市ノ公園タル、其数甚ダシト雖モ、概ネ旧社寺境内ヲ以テ之ニ充テ、毎歳多少ノ経費ヲ投シテ唯旧観ヲ保持スルニ止リ、其名ハ公園ト云フト雖モ、其実庭園ニ過ギザルナリ、日比谷公園ニ至テハ則チ然ラズ、堂々タル帝都ノ中央ニ位シ、巍々タル宮城ノ直下ニ在リ……之ヲシテ真ノ公園タラシメント欲セバ、……庭園的公園タラシメザルヲ要ス」(『東京市史稿 遊園篇』第七、769-770頁)、「市区改正ノ設計ニ於テ本市公園地ニ指定セラレタル場所ハ其数尠カラスト雖モ概ネ神社仏閣ノ境内等ニ過キスシテ真ニ公園ノ体ヲ備ヘ民衆偕楽ノ地タルモノハ殆ント稀ナリ抑モ欧米諸国ノ公園ハ皆ニ美観ヲ有シ偕楽ノ便頗ル多キノミナラス衛生上ノ注意亦殊ニ深シ」(『東京市会議事録』明治32年第27号、東京都公文書館所蔵)。
- (67) 『東京朝日新聞』1903年6月2日付。

(本学法学部非常勤講師)

【表 1：英和・和英辞書－I】

- ①本木正栄他編『諸厄利亚興学小筈』1811年。
- ②本木正栄・楳林高美・吉雄永保編『諸厄利亚語林大成』1814年。
- ※①と②は、長崎市立博物館所蔵本の影印本（日本英学史料刊行会編、大修館書店、1982年）を使用した。さらに、鹿児島大学附属図書館玉里文庫本を①'②'とした。
- ③石橋政方著・中山武和校正『英語箋』椀屋喜兵衛、1861年。
- ④堀達之助編『英和对訳袖珍辞書』1862年。
- ⑤足立梅景編述『英吉利文典字類』伊月邨舎、1866年。
- ⑥『英吉利単語篇』開成所、1866年。
- ⑦堀達之助・堀亀之助編『英和对訳袖珍辞書』（再版第2刷）蔵田屋清右衛門、1869年。
- ⑧高橋新吉『和訳英辞書（改正増補）』1869年。
- ⑨前田正毅・高橋良昭編集『大正増補和訳英辞林』文学社、1871年。
- ⑩内田晋齋『浅解英和辞林』1871年
- ⑪吉田庸徳著『袖珍英和節用集』小林吉右衛門・泉屋半兵衛、1871年。
- ⑫荒井郁之助編『英和对訳辞書』小林新兵衛、1872年。
- ⑬平文（J. C. Hepburn）『和英語林集成』1872年。
- ⑭卜部訳『改正増補英語箋』宝玉堂、1873年。
- ⑮柴田昌吉・子安峻編『附音挿図英和字彙』日就社、1873年。
- ⑯青木輔清『英和掌中字典』有馬私学校、1873年。
- ⑰『英和小字典』（小学校辞書）江島喜兵衛、1873年。
- ⑱柴田昌吉・子安峻『増補訂正英和字彙（第二版）』日就社、1882年。
- ⑲西山義行編『英和袖珍辞彙』十字屋（岩藤錠太郎）・開新堂（加藤鎮吉）・三省堂（亀井忠一）・桃林堂（石川貴知）、1884年。
- ⑳箱田保顕纂訳『訂訳増補大全英和辞書』日報社・誠之堂、1885年。
- ㉑小山篤叙纂訳兼出版人『学校用英和字典』1885年。
- ㉒滝七蔵纂訳『英和正辞典』書籍会社、1885年。
- ㉓タムソン（A. G. Thomson）校閲・齋藤重治訳『袖珍英和辞書』貳書堂、1885年。
- ㉔嶋田三郎校訂・市川義夫纂訳・河原栄吉校字『英和和英字彙大全』如雲閣、1885年。
- ㉕森貞次郎・遠藤進正訳『伊呂波字引和英節用』春陽書楼、1885年。
- ㉖梅村守纂訳『和訳英字典大全』字書出版社、1886年。
- ㉗井波他次郎纂訳『新撰英和字典』雪根堂、1885年。
- ㉘棚橋一郎訳『英和双解字典』丸善商社、1886年。
- ㉙棚橋一郎・鈴木重陽同纂『英和字海』文學社、1888年。
- ㉚箸尾寅之助纂訳『いろは字典和英ダイヤモンド』嵩山堂、1887年。
- ㉛尾本国太郎・江口虎之輔共編、長谷川辰二郎増訂『増補訂正第二版和英対訳いろは字典』日進堂・新古堂、1887年。
- ㉜イーストレーキ（F. W. Eastlake）・棚橋一郎共訳『ウエブスター氏新刊大辞書和訳字彙』三省堂、1888年。

- ③末岡精一校閲・寺内章明訂正・高相東一纂訳『英和新国民大辞書』尚書堂、1888年。
- ④市川義夫纂訳・高橋五郎校訂『英和和英 袖珍字典』大西正雄、1888年。
- ⑤渡邊松茂校訂・芳川鉞雄訳述『英和袖珍字彙』積善館、1888年。
- ⑥大原鉄蔵『伊呂波引 和英新辞典』大原鉄蔵、1888年。
- ⑦尺振八『明治英和字典』六合館、1885-1889年。
- ⑧末松謙澄校・棚橋一郎編『新訳無双英和辞書』戸田直秀、1890年。
- ⑨珍田捨己校閲・島田豊（癸疑）纂訳『双解英和大辞典（第二版）』共益商社書店、1892年。
- ⑩林曾登吉編『新選和英辞書』細川書房、1893年。
- ⑪イーストレーキ (F. W. Eastlake)・岩崎行親・棚橋一郎・中川愛咲・秋保辰三郎共著『英和新辞林』三省堂、1894年。
- ⑫ゼー・シー・ヘボン (J. C. Hepburn) 著『改正増補和英英和語林集成』丸善株式会社、1894年。
- ⑬エフ・ブリンクリー (F. Brinkley)・南条文雄・岩崎行親編纂『和英大辞典』三省堂、1896年。
- ⑭吉澤信曹著述『和英実用単語篇』東京英語学会、1897年。
- ⑮高野岩三郎・山崎要七郎・高野房太郎共著『和英辞典』大倉書店、1897年。
- ⑯エフ・ダブリュー・イーストレーキ (F. W. Eastlake)・島田豊共纂『学生英和字典』博文館、1898年。
- ⑰元木貞雄新訳『伊呂波分和英新辞彙』榊原文盛堂、1889年。
- ⑱後藤薫著・島野好平訳『英和对訳国民会話辞書』神戸書店、1899年。
- ⑲島田豊（癸疑）・島田弟丸（徐行）共纂／アーサーロイド (A. Llovd) 校閲『学生用和英字典』博文館、1900年。
- ⑳神田乃武『新訳英和字典』三省堂、1902年。

※以下、訳語の表記は、品詞が異なる場合に／で区切ることとする。

また、「事」をあらわす記号（異体字）、lについては、すべてコトと表記し、旧漢字・異体字はすべて、現行のものにあらためた。

※表1・表8・表9については、「公園」「公共」「公衆」が登場する項目の印字を、網掛けにしている。

	public	people	park	garden
①	<small>ドゥー・ヘ・ディン・イン・ピュブリク?</small> Does he dine in publik? 国王は外朝に於て食礼あるや	民	<small>パーク</small> 牧	園圃
①	<small>ドゥー・ヘ・ディン・イン・ピュブリク?</small> Does he dine in publik? 国王は外朝に於て食礼あるや	民	<small>パーク</small> 牧	園圃

上 安 祥 子

②	ビュブリク (※publik) gemeen, openbaar, openlijk (以上、朱書) 外朝 ヲモテムキ	volk, menschen (以上、朱書) 民又人	park, warande (以上、朱書) 牧野 マキ	tuijn (朱書。tuinの書き 間違いか) 園囿
②'	ビュブリク (※publik) 外朝	民又人	牧野	園囿
③				
④	人民／公ノ、普通ノ	人民	獸ヲ放チ畜フ所	花園、庭
⑤	諸人	人民		庭
⑥				
⑦	人民／公ノ、普通ノ	人民	獸ヲ放チ畜フ所、園囿	花園、庭
⑧	ジンミン シウヤケ フツウ 人民／公ノ、普通ノ	ジンミン 人民	ケモノ ハナ カ トコロ エンユウ 獸ヲ放チ畜ウ所、園囿	ハナゾノ ニワ 花園、庭
⑨	ジンミン シウヤケ フツウ 人民／公ノ、普通ノ	ジンミン 人民	ケモノ ホウ チク ジョ エンゾノ 獸ヲ放チ畜ウ所、園囿	ハナゾノ ニワ 花園、庭
⑩	オホヤケノ、フツウノ	ヒト、タミ、バンミン、 シモジモ、シタジタ	ニハ (ケモノヲカヒオク)	ハタケ、ソノ、ニハ、 ウエゴミ、サイエン、 センザイ
⑪				ニワ ガールデン ソノ ガールデン 庭 garden, 園 garden
⑫	人民／公ノ、普通ノ	ジンミン 人民	ケモノ ホウ カ トコロ エンユウ 獸ヲ放チ畜ウ所、園囿、	ハナゾノ ニワ 花園、庭
⑬	oyake no, bahareru	hito, tami, chō-nin, bammin, shimo-jimo, shimo-zama, shita-jita, jim-min	niwa	hatake, sono, niwa, uyegomi, sayen, senzai
⑭				
⑮	オホヤケ シウジン フツウ 公ノ、衆人ノ、普通ノ public opinion 衆意／衆 庶、人民	ジンミン クニタミ 人民、国民	ソノ ユウエン レフバ 園、遊園、遊獵場	ソノ ニハ ハタケ イウエン 園、庭、圃、遊園
⑯	フツウノ、ヲホヤケノ／ ジンミン	ジンミン、タミ、ヒヤク シヨウ	ケダモノヲハナチヤシナ ウトコロ (カリノタメニ)	ハナゾノ
⑰	人民／公ノ、普通ノ	人民	ケモノ ハナ カ 獸ヲ放チ畜フ所	ハナゾノ ニワ 花園、庭
⑱	公ノ、衆人ノ、普通ノ public opinion 衆意／公 衆、衆庶、人民、世間 In public 普ク、公ニ	人民、国民、蒼生、黎首	園、遊園、遊獵場	園、庭、圃、遊園
⑲	フツウノ、ヲホヤケノ public opinion シウイ／ ジンミン	ジンミン、タミ、ヒヤク シヨウ	ケダモノヲハナチヤシナ ウトコロ (カリノタメ ニ)、ソノ、ユウエン、 コウエンチ	ハナゾノ、ニハ、ハタケ、 ユウエン
⑳	公ノ、普通ノ／人民、公 衆	人民	獸ヲ放チ畜フ所、園囿	花園、庭
㉑	公衆ノ、公用ノ、世間ノ ／衆庶、人民、公衆	人民、国人	公園	ソノ 園
㉒	ヲホヤケ フツウ シウジン 公ノ、普通ノ、衆人ノ ／衆庶、人民	ヨクミン ジンミン 国民、人民	ユウエン ソノ 遊園、園	ソノ ニハ ハタケ 園、庭、圃
㉓	公ノ、普通ノ／人民	人民	獸ヲ放チ畜フ所、園囿	花園、庭

「公園」という訳語の誕生

⑭	公ノ、衆人ノ、普通ノ ／衆庶、人民 public garden 公園；public opinion 衆意	人民、国民 the common people 平民	公園、遊園、遊獵場	園、庭、圃、遊園
⑮	※publicの項目には ないが、以下の記述あり。 公園 public walk			
⑯	公ノ、衆人ノ、普通ノ public opinion 衆意、 輿論／衆庶、人民 In public 普ク、公ニ	人民、国民、人種、人員、 人口	園〔ソノ〕、遊園、公園、 運動場、遊獵場	園、庭、圃、遊園
⑰	公ノ、衆人ノ、普通ノ ／人民、世間、(哲)公衆 ※commonの項目に、以 下の記述あり。 common 諸人共有地 (公園ノ如キ)／common 普通ノ、通例ノ、平凡ノ、 公共ノ、一般ノ、通常ノ	人民、国民、民、人、(哲) 蒼生、黎首	園圃、遊園、遊獵場	
⑱	common, not private, manifest, 普通ノ、公ノ、 衆人ノ／the body of a nation, the people, 公衆、庶民、衆庶、世間	a nation, persons; in general. 人民、国民、蒼生、黎首	an enclosure for beasts of chase. 園、圃、遊獵場	ground enclosed for fruit, herbs, &c. 園、庭、圃、遊園
⑲	公ノ、普通ノ／人民	人民	園、遊園、遊獵場	
⑳			※和英のため、parkが項 目ではないが、以下の記 述あり。 公園 公園地ヲ見ヨ/ 公園地 a park	
㉑			※和英のため、parkが項 目ではないが、以下の記 述あり。 コウエン 公園 public garden, park	
㉒	公ノ、公衆ノ、人民ノ、 国民ノ、国ノ、衆庶ノ、 社会ノ：能ク人ノ知りタ ル、普通ノ、一般ノ、公 用ニ供スル public spirit 愛国心、義 気 public opinion 衆意／人 民、国人、公衆、衆庶	人民、国民、蒼生、 Simple people 愚民	広園[競歩、競馬等ヲ為 ス]、運動場、遊獵場、公 園、遊園[市街都府中ニ在 ル]：[軍] 輻重營 public park 公園	花園、庭、圃〔ハタケ〕、 遊園、肥地
㉓	公ノ、衆人ノ、普通ノ ／衆庶、人民 public opinion 衆意	人民、国民、蒼生、 黎首	園、遊園、遊獵場	園、庭、圃、遊園
㉔	公ノ、衆人ノ、普通ノ ／衆庶、人民 Public opinion 輿論		園、公園、遊獵場	園、庭、圃、遊園
㉕	公ノ、衆人ノ、普通ノ ／衆庶、人民	人民、国民	園、遊園、遊獵場	園、庭、圃、遊園

③⑥			※和英のため、parkが項目ではないが、以下の記述あり。 公園 コウエン public garden, park	
③⑦	人民ノ、国ノ、衆庶ノ、社会ノ、公ノ：公用ニ共スル：皆知ル public opinion 公論、輿論、衆意ノ人民、国人、億兆、公衆	人民、国人、蒼生、平民	圃、遊歩場、遊獵場、公園；輻重營、数多ノ大砲車馬〔共二軍〕	圃、菜園、菓園、花園、膏腴ノ地
③⑧	公ノ、衆人ノ、普通ノ public opinion 輿論、衆議、公論 public spirit 義心、国ヲ思フ心、愛国心ノ衆庶、人民	人民、国民	圃、遊園、遊獵場	園、庭、圃、遊園
③⑨	pertaining to the people ; relating to a nation, state, or community ; open to the knowledge of all ; current ; general ; notorious ; open to common use 人民ノ、国民ノ、国ノ、衆庶ノ、公衆ノ、社会ノ、公ノ：能ク人ニ知レタル、普通ノ、一般ノ：公用ニ供スル、共同用ノノ The general body of mankind, or of a nation, state, or community ; the people, indefinitely 人民、国民、衆民、公衆、億兆、衆庶	The body of persons who compose a community, tribe, nation, or race, persons generally folks; the mass of a community as distinguished from a special class, as the noble or clerical; the populace : vulgar 人民、国民、国人、蒼生；人々、衆人；平民	a large tract of ground kept for the preservation of game, for walking, riding, ornament, or recreation [Mil.] The space occupied by the animals, wagons, pontoons, and materails of all kinds, when brought together ; a group of cannon or of wagons 圃、公園、遊園；〔軍〕輻重營	a piece of ground for cultivating flowers, or vegetables, etc; a rich, well-cultivated spot or tract of country 花園、菜園、果園、膏腴ノ地
④⑩	KÔKYÔ 公共 public	JIMMIN 人民、people	KÔEN 公園 a public garden, a park	
④⑪	公ノ、衆庶ノ、社会ノ、ノ人民、国人、億兆、公衆	人民、黎民、国民、百姓	獵獸苑；廣園〔競走、競馬等ヲナス〕、公園；〔軍〕輻重營	圃、園、肥沃ノ地
④⑫	ôyake no, bahareru, public spirit, kogaishin, public opinion, yoron	hito, tami, chônin, bammin, shimo-jimo, shimo-zama, shita-jita, jim-min	niwa, kôyen ※和英部分には以下の記述あり。 KÔYEN コウエン 公園 a public garden, park ; KÔYENCHI, id.	hatake, sono, niwa, ueyomi, saen, senzai / public garden, kôyen
④⑬	kokyo こうきょう、公共 public ; common ; mutual		※和英のため、parkが項目ではないが、以下の記述あり。 kôen, こうゑん 公園 a park ; public garden / kôenchi, こうゑんち 公園地 a piece of land laid out for a park ; a public garden	
④⑭		人民	公園	

④5			※和英のため、parkが項目ではないが、以下の記述あり。 kōen. 公園 public garden, park	
④6	人民ノ、国民ノ、国ノ、衆庶ノ、社会ノ、公衆ノ；能ク人ニ知レタル、普通ノ、一般ノ、公用ニ供スルノ人民、国人、公衆、億兆、衆庶	人民、国民；人々、衆人、平民	公園、遊園	花園、菜園、果園、豊饒ノ地
④7			※和英のため、parkが項目ではないが、以下の記述あり。 公園 public garden, park	
④8			公園	
④9	※和英のため、publicが項目ではないが、以下の記述あり。 kōkyō, こうきょう 公共、common；public		※和英のため、parkが項目ではないが、以下の記述あり。 kōen, こうゑん 公園 a park；a piece of inclosed ground for recreation	
⑤0	公ノ、公衆ノ、公共ノ、公開ノ、public opinion, 公論、輿論、公衆、衆人、衆庶ノ public-spirited, 公共心アル、公益的	人民、国民、人々、庶民、下々	遊苑、公園、盤苑、邸園	園、圃、花園、菜園、遊園、庭園 public garden, 公園

【表2：英蘭・蘭英辞書】

- ① Willem Sewel, *Korte Wegwyzer der Engelsche Taale*, Amsterdam, 1754.
※①について、下記の表にあげた項目に関して、本稿で調査し得た1754年版と1761年版に相違はない。
- ② Willem Sewel, *Korte Wegwyzer der Nederduytsche Taal*, Amsterdam, 1760.
- ③ William Sewel, *A compleat dictionary, English and Dutch, to which is added a grammar, for both languages*, Amsterdam, 1766.
※英語表記は William, オランダ語表記は Willem である。
- ④ John Holtrop, *A new English and Dutch dictionary, Nieuw Nederduitsch en Engelsch woordenboek*, Dordrecht en Amsterdam, 1789-1801.
- ⑤ Dirk Bomhoff, *A New Dictionary of the English and Dutch Language*, Dordrecht en Amsterdam, 1832. (第2版1832年、第4版1851年)
- ⑥ Hendricus Picard, *A new pocket dictionary of the English and Dutch languages*, 1843. (初版1843年、再版1857年)
- ※⑤については、第2版のみに見られる語義には (32)、第4版のみに見られる

上 安 祥 子

語義には (51)、を付した。

※⑥については、初版のみに見られる語義には (43)、再版のみに見られる語義には (57)、を付した。

	club	club-house	club-room	public (※publick)	people	gemeen
①	※蘭英のため、clubが項目ではないが、een gezelschapの項目に以下の記述あり。 a company, fellowship, society					common; publick; vulgar
②				※gemeen, to publick openbaar maken	volk	
③	een knods, knuppel, als mede een drinkgelag, gezelschap, rot			※openbaar, opentlyk, bekend, gemeen / (every body in general) ieder een, het algemeen	volk, the common people, het gemeene volk, het graauw	
④	knods, knuppel		gezelschap of ■ -kamer ※■は印字不鮮明。	(manifest, notorious, generally known) openbaar, kennelijk ; (regarding the community) algemeen : (the generality of people) het gemeen, het volk	een volk	common, universal : (gewoon) common, familiar, vulger, ordinary : (slegt) common, inferior, low : (dat man overal vind) common, abundant, not scarce : (openbaar) public, general : (gemeenelyk) commonly, generally

⑤	knods ; klaveren ; gelag, aandeel, bijdrage ; gezelschap	huis, alwaar eene club vergaaert(51)	kamer, waarin een gezelschap vergader(32), vergaderzaal eener club(51)	※algemeen, algemeen bekend, openbaar / publiek, algemeen	volk, natie, onderdanen, lieden, mensen, perfpnen(32), meerv	common (to have a thing in common with one) ; familiar ; common, public (to publish) ; common, abundant ; vulger, low, mean / commonly ; famiillary ; meanly / vulgar, mob, populace
⑥	knuppel, knots ; gezelschap ; klub(57), gelag ; klaveren		clubkamer (43), klubkammer(57)	algemeen / openbaar, algemeen, publiek	volk, natie, lieden, personen, mensen, meerv, men	common, vulgar, ordinary, usual, public, familiar, indifferent, bad / mob, commonalty(43), vulgar

【表 3 : 蘭日辞書】

- ① François Halma, *Nederduits woordenboek*, 1796. (稲村三伯『ハルマ和解』)
- ② 藤林淳道『訳鍵』1810年。
- ③ 吉雄権之助他訳『道訳法児馬』(原著François Halma, 編著Hendrik Doeff)、坪井信道(写)、書写年不明(H. Doeffの編著成立は1833年)、早稲田大学図書館所蔵。
- ④ 桂川甫周『和蘭字彙』山城屋佐兵衛、1855-58年。
- ⑤ 広田憲寛『増補改正訳鍵』須原屋茂兵衛、1857年。

	gezelschap	volk	gemeen
①	会集	民人、het gemeen volk, 凡人、het slegt volk, 賤人/軍卒	凡ソ、ヲシナメテ/通例又習レタ/庸劣、het gemeen, 庸劣ノ人、in het gemeen, 惣テ、in het gemeen, 差別ナシ
②	会集、朋友	民人、軍卒	尋常、通例、庸劣、惣、慣
③	つき合、朋友の事		常、通例、
④	bijeenkomst ツキ合	民又俗	常、通例、/常ノ、通例
⑤	会集、朋友、ツキ合	民人、軍卒	尋常、通例、庸功、惣、慣

【表 4 : 英華(英漢)辞書】

- ① Robert Morrison Morris, *A Dictionary of the Chinese Language*, 1815-22.
- ② Samuel Wells Williams, *An English and Chinese Vocabulary, in the Court Dialect*, Office of Chinese Repository Macao, 1844. (『英華韻府歷階』)

- ③ Walter Henry Medhurst, *Chinese and English dictionary*, Mission Press, Shanghai, 1847-48. (『英漢字典』)
- ④ William Lobscheid, *English and Chinese Dictionary: With the Punti and Mandarin Pronunciation*, 1866-69.
- ⑤ 斯維爾士維廉士 (Samuel Wells Williams) 著／衛三畏 (Samuel Wells Williams) 鑑定／柳沢信大校正訓点『英華字彙』、1869年。
※著者と鑑定者は同一人物である。
- ⑥ 中村敬字校正／津田仙・柳沢信大・大井鎌吉全訳『英華和訳字典』山内頼、1879-81年。
- ⑦ 羅布存徳 (W. Lobscheid) 原著／井上哲次郎訂増『訂増英華字典』藤本、1883年。
- ⑧ 羅布存徳 (W. Lobscheid) 原著／井上哲次郎訂増『訂増英華字典』誠之堂書店、1906年。

	club	club-house	club-room	public (※public)	people
①	used in war anciently, is called 蒜頭、swan tow, a head of galic			※general, 公 the public, the community, 公衆、 衆百姓	plebs, vulgus, 民、 小民、百姓、白 衣、布衣；these terms apply to all those who have no rank, or title in the state；or those who not having merit and name, all those who have no honors for services done to the country；or who have not purchased rank, as every person of property in China does. The Tsin dynasty called the people 黔首、 黎民、黎元、The common people 平 民
②	棒			公／the public 公 衆、衆百姓／public opinion 衆論	the people 民、氓庶、 百姓、平民、兆民、 白衣、庶民、黎民
③	a thick stick, 棍、槌、椎、棍 (中 略) 蒜頭、 a club of jovial fellows, 酒会、酌、醮、合銭 飲酒会 (後略)		会館	the generality, 衆人、衆百姓、公、 公共、公衆、 public opinion, 衆論、清議、郷評、 籍籍、 public grammarry 義倉、 public-spirited, 公心、公 (後略)	(※項目は The People) 民、百姓、民丁、子、 蒼生、黎民、元元、 the common people, 平民、小民； as distinguished from officers, 白衣、 布衣、the affections' of the people, 民心、 people, 黔首、黎民、 黎首、黎元、simple people, 氓、愚民

④	槌、椎、棍（以下略）、a number of friends met for social purposes. 宴会、酒会（後略）	an establishment for furnishing meals, and a place of rendezvous to a select number of individuals. 宴会館	会所、会館	公、衆人嘅、衆百姓、衆民（以下略）、public opinion. 衆意、public granary. 義倉、the general body of mankind. 衆、衆人、衆百姓、衆民／public-spirited、公心、義心、義氣（後略）	百姓、民、民人、羣下、平民、小民、蒼生、蒸民、元元（中略）黎民、黔首、黎元、the common people. 白衣、布衣、simple people 愚民、氓、all the people. 万民（後略）
⑤	棒			公／the public. 公衆、衆百姓／public opinion 衆論	民、氓庶、百姓、平民、兆民、白衣、庶民、黎民
⑥	槌、椎、棍（以下略）ボウ、サキノフトキボウ、an assembly of men 会、クワイ、公司、ナカマ、a number of friends met for social purposes. 宴会、エンクワイ（後略）	an establishment for furnishing meals, and a place of rendezvous to a select number of individuals. 宴会館、エンクワイクワン、ヨリアファイヘ	会所、クワイシヨ、会館、クワイクワン	公、オホヤケノ、オモテムキノ、衆人的、パンミンノ、フツウノ、（以下略）public opinion. 衆意、衆心、シウジンノリヨウケン、public granary. 義倉、public-spirited. 公心、佖（後略）	百姓、民、人、民人、人民、羣下、平民、小民、蒼生、蒸民、元元、子民、シヨミン、ジンミン、タミ、ヒヤクシヤウ、ヒト、the people of China. 華民、カラノタミ、the common people. 白衣、布衣、ヘイミン、simple people. 愚民、氓、クミン、all the people. 万民、パンミン（後略）
⑦	槌、椎、棍（以下略）、an assembly of men. 会、公司、a number of friends met for social purposes. 宴会、酒会（後略）	an establishment for furnishing meals and a place of rendezvous to a select number of individuals. 宴会館	会所、会館	公、衆人嘅（以下略）public opinion. 衆意、衆心、衆論、衆議、public granary. 義倉、The general body of mankind. 衆、衆人、衆百姓、衆民、public-spirited、公心、義心、義氣	百姓、民、人、民人、人民、羣下、平民、小民、蒼生、蒸民、元元、子民、the people of China. 華民、黎民、黔首、黎元、the common people. 白衣、布衣、平民、simple people. 愚民、氓、all the people. 万民、（後略）
⑧	槌、椎、棍（以下略）、an assembly of men. 会、公司、a number of friends met for social purposes. 宴会、酒会（後略）	an establishment for furnishing meals and a place of rendezvous to a select number of individuals. 宴会館	会所、会館	公、衆人嘅（以下略）public opinion. 衆意、衆心、衆論、衆議、public granary. 義倉、The general body of mankind. 衆、衆人、衆百姓、衆民、public-spirited、公心、義心、義氣	百姓、民、人、民人、人民、羣下、平民、小民、蒼生、蒸民、元元、子民、the people of China. 華民、黎民、黔首、黎元、the common people. 白衣、布衣、平民、simple people. 愚民、氓、all the people. 万民、（後略）

【表5：国語辞書など】

- ① 荻田嘯『新令字解』須原屋茂兵衛、1868年。
- ② 庄原謙吉輯『漢語字類』青山堂、1869年。
- ③ 萩原乙彦補纂『漢語二重字引』玉養堂・万青堂、1873年。
- ④ 湯浅忠良編輯『公益熟字典』1875年。
- ⑤ 萩原乙彦編纂『音訓 新聞字引』弘文堂、1875年。
- ⑥ 大森惟中関・莊原和輯『校正増補 漢語字類』青山清吉、1876年。
- ⑦ 荒木蕃・岸田中央校訂／松木平吉編輯『布告新聞要語字引』松寿堂、1877年。
- ⑧ 高橋五郎著『漢英対照 いろは辞典』長尾景弼、1888年。
- ⑨ 大槻文彦編『日本辞書 言海』1891年。
- ⑩ 大和田建樹編『日本大辞典』博文館、1896年。
- ⑪ 金沢庄三郎編纂『辞林』三省堂、1907年。

	公共	公園 (⑧のみ項目は、こうえん)	公衆 (⑧のみ項目は、こうしう)	備考
①				
②				
③				
④		オカミノオニワ		
⑤	ワタクシセズ			
⑥				
⑦				
⑧		公園、遊園、園圃、あそびぞの（遊歩の公共地） a public garden.	公衆、もろびと、諸人 The public.	
⑨		都会ノ地ナドニ設ケテ、 衆人ノ遺逡行楽スルニ供 フル庭園	世間ノ人人	公議…世上公衆の議論 <small>モロビト</small>
⑩		人民公共の遊歩場と定め たる庭園	世間一般の人	
⑪	社会の一般、世間の衆人	社会公衆の遊歩するた めに設けたる庭園（遊園、 園圃）		

【表6：哲学字彙】

- ① 和田垣謙三等編『哲学字彙』東京大学三学部、1881年。
- ② 井上哲次郎・有賀長雄増補『改訂増補哲学字彙』東洋館、1884年。
- ③ 井上哲次郎・元良勇次郎・中島力造共著『英独仏和哲学字彙』丸善株式会社、1912年。

	public	gemeinsam
①	公衆	

②	公衆／public spirit 公心、義気	
③	公衆／public-spiritedness 公共心、義気	公共

【表7：英和・和英辞書－Ⅱ】 ※番号は表1と共通。

	club	club-house	club-room	会所
①				
②				
③				
④	先太り棒、仲間、骨牌ノ画ノ名、飲食料		仲間ノ集会所	
⑤				
⑥				
⑦	先太り棒、仲間、骨牌ノ画ノ名、割前		仲間ノ集会所	
⑧	<small>サキワト</small> 先太りノ棒、 <small>ボウ</small> 仲間、 <small>ナカマ</small> 骨牌ノ画ノ名、 <small>コソビ</small> 割前		<small>ナカマ</small> 仲間ノ集会所	
⑨	<small>サキワト</small> 先太りノ棒、 <small>ボウ</small> 仲間、 <small>ナカマ</small> 骨牌ノ画ノ名、 <small>コソビ</small> 割前	<small>クワイシヨ</small> 会所	仲間ノ集会所	
⑩	ボウ、サホ、クミ、ナカマ、シヤチウ、シヤ、レンヂウ			
⑪				
⑫	<small>サキワト</small> 先太りノ棒、 <small>ボウ</small> 仲間、 <small>ナカマ</small> 骨牌ノ画ノ名、 <small>コソビ</small> 割前	<small>クワイシヨ</small> 会所	仲間ノ集会所	
⑬	bō, nakama, renjyū			(atsumari tokoro) a place for assembling to transact public business, a public hall, town-house
⑭				
⑮	<small>ヨリアヒ</small> 会合、 <small>ナカマ</small> 会社、 <small>クワイヒ</small> 会費ノ割合	会館、会宴所	会館	
⑯	ボウ、ナカマ、カルタ		ナカマ、シウクワイ イジヨ	
⑰	<small>サキワト</small> 先太ノ棒			
⑱	頭大棒、骨牌ノ画ノ名ノ会館、会社、会合、 会費ノ割合	会館、宴会所	会館、会所	
⑲	ボウ、ナカマ、カルタ、クワイシヤ		ナカマ、シウクワイ イジヨ、クワイカン	
⑳	先太りノ棒、仲間、骨牌ノ画ノ名、割前	会議所	委員ノ集会所	
㉑	頭大棒、棍棒、会館、会合	会館、集会所	会館、会室	
㉒	<small>アタマワト</small> 頭太キ棒、 <small>カヒサク</small> 会合、 <small>カヒシヤ</small> 会社		<small>クワイカン</small> 会館	
㉓	先太りノ棒、仲間、骨牌ノ画ノ名、割前	会所		
㉔	頭太キ棒、骨牌ノ画ノ名、会合、会社、 会費ノ割合	会館、会宴所	会館	

上 安 祥 子

25				
26	頭太き棒、杵状棒〔キネナリノボウ〕、骨牌〔カルタ〕ノ画ノ名ノ共有会、会合、会社、会費ノ割合	会館、会宴所	会館	
27	手棍、骨牌、集会、会費ノ割前	会所、会館	会所、会館、会房、会室	
28	a heavy stick ; a society ; suit of cards 頭太き棒、会費ノ割合、骨牌画ノ名		the room a club meets in	
29	先太リノ棒、仲間、骨牌ノ画ノ名、割前、会	クワインロ 会 所	仲間ノ集会所	
30				
31				
32	頭太き棒、三葉ノ画アル骨牌〔四枚一組ノ〕、武断政治、倶楽部、会〔學術、演説、親睦会等ノ〕、会費ノ割前	会館、会宴所、倶楽部会館	会館、会室	
33	頭太き棒、骨牌ノ画ノ名、結頭	会館、会宴所	ヨリアインロ 会 館	
34	会合、会社、会費ノ割合、頭太き棒、骨牌ノ画ノ名	クワインロ 会館、会宴所		
35	頭太き棒、骨牌ノ画ノ名、会費、会合、会社			
36				
37				
38	頭太き棒、骨牌ノ画ノ名、会合、会社、会費ノ割合	会館、会宴所	会館	
39	an association of persons for some common object, at joint expense. The dividend or share of expense of a club or other association. 倶楽部（學術、商業又ハ懇親会等ノ）、政談者、会費ノ醸金	house occupied by a club. 倶楽部所、集会所、会館	place where a club meets. 倶楽部、会室、会場	
40				
41	頭太き棍（サキブトリノボウ）、倶楽部、会	会館	会室、会房	
42	bō, nakama, renjū			(atsumari tokoro) a place for assembling to transact public business, a public hall, town-house
43				a meeting-house ; a public hall ; town-house
44				
45				
46	棍棒、骨牌〔カルタ〕ノ名、倶楽部、政談者、会費ノ醸金	倶楽部、会所		
47				
48				

④9				a public hall, townhouse
⑤0	倶楽部、会、倶楽部会館、倶楽部室 ※棍棒やカルタの図柄の意味のクラブは別 項目			

【表8：独和・和独辞書】

- ①『独逸単語篇』洋書調所、1862年。
- ②『独逸語学篇』欧学舎、1871年。
- ③中村順一郎訳『独逸単語篇和解』万笈閣、1871年。
- ④前田利器訳『註解独逸単語篇』愛智館、1871年。
- ⑤中村雄吉訳『普語箋』万笈閣、1871年。
- ⑥中村潤三郎『普英通語対訳』大和屋喜兵衛、1872年。
- ⑦小田条次郎・藤井三郎・桜井勇作『字和袖珍字書』学半社、1872年。
- ⑧*Deutsch-Japanisches Wörterbuch*, Amerikanische Missions Buchdruckere, 1873. (『獨和字典』)
- ⑨律多留富勒曼 (Herrn Rudolf Lehman) 校訂、齊田訥於・那波大吉・国司平六編『和独対訳字林』三修社、1877年。
- ⑩和田音吉郎・風祭甚三郎『独和字彙』1883年。
- ⑪井上勤纂訳『独逸袖珍字彙』字書出版、1885年。
- ⑫Misao Ono, *Neuestes Taschenwörterbuch der deutsch- und japanischen Sprache, nach dem Standpunkt ihrer heutigen Ausbildung, mit besonderer Rücksicht auf die Schwierigkeiten in der Beugung der Wörter, und mit dem einigen Anhang*, Seishyōdō, 1885.
- ⑬吉原秀雄訳『掌中独和字彙』六合館、1885年。
- ⑭金子直行纂訳『独和辞書』伊藤誠之堂、1885年。
- ⑮草鹿丁卯次郎『独和会話篇』須原鉄二、1886年。
- ⑯小栗栖香平・福見尚賢『図画挿入独和字典大全』(第二版)、朝香屋、1887年。
- ⑰風祭甚三郎纂訳『増訂独和字彙』(第三版)後学堂、1887年。
- ⑱福島鳳一郎纂訳『挿図和訳独逸字彙』大倉書店、1889年。
- ⑲行徳永孝纂訳『挿入図画独和字書大全』金原寅作、1890年。
- ⑳高木甚平・保志虎吉編『袖珍独和新辞林』(第五版)三省堂、1898年。

	Garten	Park	öffentlich	Öffentlichkeit	備考
①	園				
②					
③	ノ 園				
④					
⑤					

⑥					
⑦	ニハ、ソノ、エンユウ、園圃	エンユウ 園圃 (獣ヲ畜ヒオク所)			
⑧	ニハ <small>イカガキ</small> 園、生櫓	<small>ナグサミバ ツクリタテ</small> 慰場ニ造立タル森	自由ナル、普通ノ、表向ノ、 <small>ヲホヤク</small> 公ナル	全上ノコト (öffentlichと同じ)	
⑨					KŌ-YEN コウエン 公園 die öffentliche Garten Uyeno no-
⑩	園、庭、遊園	圃、苑、砲廠	公衆ノ、公然ナル、公ナル	公衆、公然、衆知	
⑪	ニハ、イケガキ	<small>ナグサミバニ、ツクリタテタルモリ</small>	ジユウナル、フツウノ、ヲモテキムキノ	ドウジヤウノコト (öffentlichと同じ)	
⑫	園、庭、遊園	苑、圃、砲廠	公衆ノ、公ナル		
⑬	ハナヅノ、コウエン	コウエン、ハナヅノ、シウゴウバ (ハイノ)	オウヤケナル	全上ナルコト (öffentlichと同じ)	
⑭	園、庭、園圃	苑、圃、砲廠	公衆ノ、公ナル	全上ノコト (öffentlichと同じ)	
⑮		Koh-yen-tsi 公園地			「新鮮ナル空氣ヲ吸フ為ニ上野公園へ行カフト思ヒマス」の上野公園 Parke Uyeno
⑯	園、庭、圃、遊園	圃、遊園、遊獵場	公衆ノ、公然ノ、公立ノ、衆知ノ	公衆、公然、公正、衆知	
⑰	園、庭、遊園	園、圃、公園、遊林、遊園、動物園、廠、砲廠	公ケノ、公衆ノ、公然ナル、公立ノ、公然ト、普ク、公ニ、公衆ニ	公衆、公然、衆知	
⑱	園、庭〔ニハ〕、遊園地	園圃〔インユウ〕、動物園、遊獵場	公衆ノ、公然ノ、公立ノ、開放ノ	公衆、公然、公立、公正	
⑲	<small>ソノ ニワ イクエン</small> 園、庭、遊園	<small>イクエン</small> 遊園、動物園、砲廠、大砲	公然ノ、公衆ノ、公ケナル、普通ノ	公然、公衆、衆知	
⑳	園、庭、遊園	獸苑、遊園、公園、〔軍〕廠	公ノ、公然ノ	公然、公知、公明、直白	

【表9：仏和辞書】

①村上英俊『仏語明要』達理堂、1864年。

②岡田好樹訳『官許仏和辞典』1871年。

(原 著 Thomas Nugent, *Nugent's pocket dictionary of the French and English languages; in two parts: I. French and English.--II. English and*

French. Containing the following additions and improvements, 30th ed., London, Longman, 1862.)

- ③中江兆民『仏和辞林』仏学塾、1887年。
- ④中江篤介・野村泰亨『仏和字彙』仏学研究会、1893年。

※『官許仏和辞典』の書誌については、以下の論文に拠った。

中井えり子「『官許佛和辞典』と岡田好樹をめぐって」『名古屋大学附属図書館研究年報』(6)、2007年。

	jardin	parc	public
①	園	仕切ノ内、慰所、羊ノ小屋、屯所、船ヲ入レル所	明ナルコト、平人、人民ノ明ナル、知レテヨル
②	花園	圃、群	公ナル、一般ノ人民、衆庶
③	庭園、園圃、豊饒ノ地	圃、遊園、放牛場、園地、獸園（獵）、造船所（海）、園場、車廠（陸）	公ノ、公衆ノ、公共ノ、普通ノ、公明ノ、公開ノノ公衆、衆庶、衆人
④	園圃、庭園、豊饒ノ地	圃、遊園、放牛場、園地、獸園（獵）、造船所（海）、園場、車廠（陸）、牡蠣養成所	公ノ、公衆ノ、公共ノ、明白ナル、普通ノ、公明ノ、公開ノノ公衆、衆庶、衆人